

総務文教常任委員会【速報版】

○招集日時 令和7年12月 9日（火）午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員	委 員 長	鈴木三男
	副 員 長	長塚美雪
	委 員	本田和成
	〃	岡口すみえ
	〃	関川翔
	〃	小堤修
	〃	落合信太郎

○欠席委員 なし

○出席説明員	教育長	石塚康英
	総務部長	吉田文彦
	選挙管理委員会書記長	
	政策推進部長	斎藤嘉彦
	財政部長	田中英樹
	教育部長	飯竹永昌
	消防防長	岡田直紀
	教育参考事	鈴木邦弘
	総務部次長	軽部幸雄
	財政部次長	原部英樹
	教育次長	松崎剛
	消防次長	仲村厚
	総務課長	土谷靖孝
	選挙管理委員会書記長補佐	
	情報管理課長	岩崎弘宜
	市民協働課長	大隅正勝

政 策 推 進 課 長	高 中 誠
財 政 課 長	谷 池 公 治
管 財 課 長	丸 山 博
監 察 委 員 事 務 局 長	鈴 木 正 美
教 育 総 務 課 長	澤 部 慶
学 務 課 長	石 橋 陽 一
指 導 課 長	丸 山 信 彦
教育総合支援センター長	仲 田 敦 夫
生 涯 学 習 課 長	秋 山 和 也
子 ど も 青 少 年 課 長	長 塚 逸 人
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	稻 村 忠 弘
消 防 本 部 警 防 課 長	新 倉 正 勝
デ ジ タ ル 化 推 進 室 長	松 崎 昌 也
公 共 施 設 整 備 課 副 参 事	蛇 原 正 人
ス ポ ー ツ 振 興 課 副 参 事	野 口 勝 彦
市 民 協 働 課 長 補 佐	加 藤 美 谷 子
財 政 課 長 補 佐	河 原 崎 拓 人
管 財 課 長 補 佐	正 道 泉 理
保 健 給 食 課 長 補 佐	横 島 信 吾
教育総合支援センター課長補佐	大 滝 渉
教育総合支援センター課長補佐	唐 口 薫
生 涯 学 習 課 長 補 佐	大 久 保 誠 曜
子 ど も 青 少 年 課 長 補 佐	平 野 菜 穂 子
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐	岡 田 蘭 子
消 防 本 部 総 務 課 長 補 佐	山 崎 弘 二
消 防 本 部 警 防 課 長 補 佐	竹 村 守
人 事 課 係 長	松 下 慶

- 職務のため 議長 山野井 隆
- 出席した者 議会事務局長 前野拓
議会事務局長補佐 永井宏幸
議会事務局係長 森口幹大
- 付託事件 議案第48号 取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第49号 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第50号 取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
議案第51号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第52号 取手市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第57号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第58号 取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
議案第59号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第61号 指定管理者の指定について
議案第68号 指定管理者の指定について
議案第69号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）（所管事項）
- 調査事件 所管事務調査（当委員会の任期中における重点調査テーマ「災害時の避難所運営」について、その他）
- 審査の経過 午前10時00分開議
- 鈴木委員長 ただいまの出席委員数7名、定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから総務文教常任委員会を開会します。
- 次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信を行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。
- それでは、審査を行います。当委員会の審査順序はサイドブックスに登載したとおりで

す。委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっています。また、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後発言するようお願いします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。執行部の皆様に申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていますようにお願いいたします。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは議案第48号、取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第48号につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第48号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第48号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第48号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第49号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第49号につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第49号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第49号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第49号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第50号及び議案第51号を一括議題といたします。

議案第50号及び議案第51号につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 50 号及び議案第 51 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 50 号及び議案第 51 号につきましては、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 50 号及び議案第 51 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 52 号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。議案第 52 号につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 52 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 52 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第 52 号の質疑を打ち切ります。

続いて議案第 69 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管を議題といたします。

本件につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本件に関しては、質疑の通告がありませんでしたので、これで議案第 69 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切ります。

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで 5 分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、本田委員、岡口委員、長塚委員の 3 名から通告がありました。最初に、本田委員。

○本田委員 本田です。どうぞよろしくお願いします。私からまず、大地震時の小中学校のトイレ対策についてということで、お伺いをいたします。

昨日も青森のほうで、震度 6 強ということで、地震がきました。この茨城県南部地震

っていうのが直下型で想定がされております。これも震度6強という想定になっております。大地震時は水道が止まるという可能性が非常に高いという状況です。

その場合、大きな問題となってくるのがトイレの問題だと思います。水道が止まったときに、携帯トイレということを使用することになりますけども、実際に使用してみないと、いざというときに使用できない可能性が、非常にそういう可能性もあると思います。そういったところ、まず携帯トイレの実際の使用方法、これはどのようにしていくのかお伺いいたします。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課立野でございます。本田委員の御質疑に答弁いたします。

○立野総務部次長 携帯トイレの使用方法の周知につきましては、地域における防災訓練や防災イベントにおいて、既に使用方法や手順について説明していただいている自主防災組織もございます。市といたしましては、出前講座や防災訓練等の機会を活用し、組立て式の簡易トイレの案内を行っているところでございますが、今後は携帯トイレの使用方法についても、自主防災組織と連携を図りながら、市民の方が、具体的な使用方法や手順、処理方法などについても正しく理解し、使用できるよう取り組んでいくとともに、他の自主防災組織においても実施できるよう、取組事例の紹介を行うなど、自主防災組織間での共有を図ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。先日、戸頭小学校のほうで、防災教室というのがありますて、その中で、戸頭団地自治会のほうで、実際の簡易——すみません。携帯トイレの使用の方法っていうの、これも実践、実演をしました。そういう形で、自主防災会とも、やっぱりそういう連携というのもしっかりとしていただきたいなと思います。続きまして、避難所での、簡易トイレ——先ほど言った簡易トイレの組立てとかということがあったと思うんですけど、この設置場所についてお伺いします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心、真田です。お答えいたします。地震等によりまして断水が発生し、トイレの排水機能が停止してしまった際には、まずは備蓄している携帯トイレ袋を既存の便器に装着し、通常のトイレを利用することを想定しています。

また、便器の破損などによりまして、トイレ設備自体が使用不能となった場合には、既存のトイレ周辺にトイレ用間仕切りなどによりプライバシーを確保した上で簡易トイレを設置するということにしております。

また、あわせて災害協定によりまして、トイレトラック等の派遣や建設業協会への仮設トイレの設置など、要請を行っていくという形をとっております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。実際は避難所でトイレが足らなくなる可能性も出てくると思うんですね。

先ほど便座が破損した状況ということも想定されているということなんですけども、や

つぱり不足しないように、そういった例えは便座が例えは壊れてないという状況においても、例えは今トイレスペース、結構広めに取られていると思います。

そういうところで、簡易トイレを使用したりとかして、プラスでそういったところも想定していただきたいなと思っております。この簡易トイレっていうだけじゃなくて、家庭にあるような洋式の、家庭にあるような形式の洋式便座ですね、そういったことも使用感とか、あと精神的な安定感というのも、こういったところもあると思うんで、こういった便座の検討というのはされているのかどうかお伺いします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。家庭でのトイレの [発言する者あり]

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 家庭——簡易トイレの便座——組立て式とかじゃなくて、家庭とかであるような形のプラスチックっていうんですか、ああいう固いような、普通に座り心地のいい、便座で、パコって——例えは和式とか——今和式はないと思いますけど、和式とかぱっこってやるような形の、ああいう形状でもです。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 市のほうでも座り心地悪いかもしないんですけども、いわゆる仮設トイレ——組立て式の仮設トイレの備蓄を進めているというところでございます。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 補足させていただきます。現在市のほうで設置してある簡易トイレの荷重なんかも 150 キロまで耐えられるような、段ボールプラスチック製のそういったものなんですが、今トイレのほうにつきましても、様々なものがありますので、そういったものも今後、いろいろ見ながら、考えていきたいと、そのように考えてございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 いろいろな想定を、やっぱりしっかりしていただければと思います。はい。以上で終わります。

○鈴木委員長 次ですね。本田委員。

○本田委員 続きまして、自衛官募集事務対象情報の提供についてお伺いします。毎年 6 月頃に自衛隊への情報提供をしておりますけども、情報提供の対象者と提供方法、情報の提供方法をお伺いします。

○鈴木委員長 土谷課長。

○土谷総務課長 総務課土谷です。本田委員の御質疑にご答弁申し上げます。少し経緯的なものも含めさせていただきますと、自衛官の募集については、市町村の法定受託事務となっているところでございますが、自衛隊からの情報提供の依頼としては、18 歳と 22 歳となる市民の住所、氏名、生年月日、性別のいわゆる 4 情報の提供が求められておりところでございます。取手市では、2 年度までは、住民基本台帳の閲覧による対応とさせていただいておりましたけれども、令和 3 年 2 月に総務省、防衛省の通知がありましたところで、3 年度から検討協議いたしまして、紙媒体による資料の提供に切替えたところで

ございます。個人情報保護法においても外部提供が認められておるところでございますけれども、当市、取手市にあっては、自衛隊から提供の依頼のある4情報に対して、最小限の2情報、住所、氏名の提供で目的が達成しうるということとの協議をいたしまして、現在では2情報の紙媒体による提供をしております。また、提供を望まない方もいらっしゃるという配慮も受けまして、そのような申出があった際には、その方の情報は提供しないということで実施をさせていただいておるところでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 はい。この情報提供の除外申請ができるってことなんんですけど、本市での除外申出の件数と対象者に対する割合などが分かればお伺いします。

○鈴木委員長 土谷課長。

○土谷総務課長 本田委員の御質疑にご答弁申し上げます。7年度、今年度については2名の申請がございました。

昨年度、6年度については6名。

7年度について割合として0.1%。昨年度、6年度は割合にして0.4%でございまして、5年度より以前は除外の申請申出はございませんでした。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 非常に少ないということなんんですけど、この情報提供について市民への周知の方法というのはどのようにしているかお伺いします。

○鈴木委員長 土谷課長。

○土谷総務課長 御答弁いたします。市のホームページに、自衛官募集に関して市が、このような理由をもって募集の対象者情報を提供していることや、希望されない方向けの除外申請の案内などをしております、そこに申出の様式等とともに、御案内を差し上げて、市のホームページ上で御案内をしているというような状況です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ホームページ以外っていうのは、何かあるんでしょうか。

○鈴木委員長 土谷課長。

○土谷総務課長 現在はホームページ上でのみ御案内をいたしております。

○鈴木委員長 よろしいですか。続いて、岡口委員。

○岡口委員 岡口ですよろしくお願いします。市役所における人材確保と、採用後の持続的な活躍推進について伺います。行政の質を決めるのは制度ではなく、人であり、人材の確保、育成、定着は、今後の自治体運営における最重要課題と考えます。本日は現状と課題を5点に整理し、伺います。まず、採用状況についてお伺いします。少子化と民間採用強化により、自治体間競争は激化しています。本市の採用試験における具体的な数値をお示しください。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 人事課、軽部です。岡口委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、職員の採用数という形でお答えをさせていただきますと、過去5年間に遡りまして、消防職、なお消防職及び保育士、こちらのほう除いた採用数ということでお答えをさ

せていただきますが、まず令和3年度につきましては38名。令和4年度、13名。令和5年度、26名。令和6年度、19名。令和7年度、36名という状況になっております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。年度によっては違っているとは思うんですけども、この差というのはどのように生まれたんでしょうか。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えいたします。まず、職員採用につきましては基本的に退職者補充ということことで採用を行ってまいりましたので、そうするとどうしても退職者、前年度末での退職者数によって翌年度の採用数が変動するということになっております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。採用できても、定着しなければ組織力にはつながらないと思います。特に入庁3年以内の離職は、育成投資の損失にもなってくるかと思います。本市の離職率の推移、離職の傾向、理由と課題の分析状況などを伺いします。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えをさせていただきます。まず、離職数というところにつきましては、早期離職ということで10年以内という形の数字でお答えをさせていただきます。ここ数年、委員がおっしゃるように早期退職者が多くなっている状況が見られておりまして、令和2年度につきましては4名。令和3年度、3名。令和4年度、1名。令和5年度、7名。令和6年度、9名というような状況になっております。また、退職理由というところでございますが、ステップアップを目指した民間企業への転職であったり、また自宅に近い自治体への転職、また家庭的事情によって退職するというケースもございます。

こういった退職理由が多い状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。ステップアップとかという前向きな転職による離職もあるということを理解いたしました。離職の理由の把握っていうのは、改善の材料につながると思います。その視点を踏まえ、育成と戦力化についてお伺いいたします。育成等戦力化に結びつく事例がありましたら御説明お願いいいたします。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えをさせていただきます。まず採用後の人材育成に最も重要なのは、まず、公務員としての自覚を高めること、これが最初に重要となってまいります。こういったものにつきましては、職員研修を通じて、その意識づけを行ってまいります。そしてその次に、各職場においての上司同僚の指導のもとに、組織におけるルールや、また、業務内容の理解を促しまして、また、職員研修におきましても、こちらからの指定——研修を指定するんではなく、本人が例えばその業務に必要なスキル、そういうものを向上する——させるために本人自らが、希望研修という形でそういう枠を設けてまして、本人が研鑽に当たるというところで、そういうふうに制度機会を設けております。具

体的にそのような状況になっております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。スキルアップの研修とか、自ら希望してというふうなことで、それぞれが意欲を持って取り組めるような、そういう仕組みがあるということを理解いたしました。続きまして、異動希望の提出——失礼しました。現場の声を政策に反映する仕組みについて、具体的に取り組んでいることがありましたらお願ひいたします。

○鈴木委員長 篠原課長。

○篠原政策推進課長 政策推進課、篠原です。お答えいたします。

職員の声を行政に生かす仕組みということですけれども、市では、取手市職員の提案に関する規程に基づきまして、全庁的に職員に向けて事務改善提案の募集を行っておりまして、最近の実績で申し上げますと、職員の旧姓使用制度ですか、あと女性用トイレの消音機能の設置などが実現しているところでございます。このほかにも、1月には市長、また新規採用職員及び市議会議員の皆様も参加されますワークショップ、こういったものが予定されているほか、我孫子市と行っております連携協議会の中でも、両市の市長が参加される中で若手職員も一緒になって、例えばシティープロモーションですか、あと移住定住施策みたいな、テーマに基づいていろいろな意見を出し合うというような機会は様々設けられてございます。このように様々な職員の提案や意見する機会が設けられておりますので、今後もこういった職員からのよい提案というものを積極的に取り入れながら、よりよい市民サービスの向上、より向上に向けて、つなげていけるように取り組んでまいります。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。現場の方々の声を市政に生かす取組がされているということを安心しました。続きまして、移動希望の提出機会とか、そういうふうな面で、どのように対応されているか、お願ひいたします。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 人事課分です。お答えをさせていただきます。まず人材育成を目的としました、定期的な配属部署の異動、ジョブローテーションと言われておりますが、一般的には、3年から5年が——程度で行なうことが有用というふうにされております——言われておりますが、近年の行政事務は、専門性が非常に高くなっています。また専門的知識を習得する年数が、かかることから全ての職員を予定どおりの年数で移動させることが非常に困難となっております。しかし一方で、同じ業務に長く携わることは、モチベーション、職員の業務に対する意欲というモチベーションの低下につながるという可能性もありますので、毎年、人事配置申告票、こちらの提出期間を、職員から移動、希望を申し出る機会、こういったものを設けております。また同希望につきましては、前向きな移動希望から、また職場の人間関係による異動規模まで様々となっております。そういった中で、移動したくないというような残留規模の申出も中にはございます。こうした本人の希望を踏まえながら、組織上必要な、移動ということに反映をしております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 人事配置ということで、本人の希望を第一にやっていらっしゃるということで安心いたしました。ありがとうございます。最後なんですかけれども、職員が長く働き続けたいと思う環境整備について伺います。時間外短縮、在宅勤務など柔軟な働き方、メンタルケア、業務棚卸、DXによる負担軽減など、定着に直結する施策について具体的にお示しください。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えをさせていただきます。働き続けたいと思える職場の要素につきましては、職場内コミュニケーションがスムーズであること、また教育や研修体制が整えられていること、そして意見交換が活発に行われていること、ワークライフバランスが確保しやすいこと、そして適正な業務評価が行われていることなどが挙げられるかというふうに思います。職員にとって働きやすい環境をつくることは、結果的に職員のモチベーションアップ、また仕事の生産性の向上、そして組織のイメージ向上、職員の離職率の減少、こういったものにつながってまいりまして、また、ひいては新たな優秀な人材の確保につながっていくものというふうに考えております。こうした中で、職員の時間外縮減においては、デジタル化の促進、情報管理課のほうでDXを事務の効率化というところで推進をして、進めております。また、在宅勤務につきましては、ちょっと今まだ制度化されておりませんが、メンタルケアにつきましては、心の健康相談の機会であったり、またメンタルヘルス研修、こういったものを導入しながら、心のケアに当たっている部分です。

具体的にはこのような状況となっております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございました。風通しのよい職場、またコミュニケーションが本当に活発に行われる、職場、そういう環境が本当に、取手市の市役所で働きたい、働き続けたいというふうな、意欲につながると思いますので、今後もそういう環境整備のほうよろしくお願いしたいと思います。取手市の未来を支えるのは人です。採用、育成定着、意見反映、働きやすさを一体で進めることができ、行政の持続力を高めると考えます。今後の取組の進化を期待し、質問を終えます。ありがとうございました。——質疑を終わります。ありがとうございました。

○鈴木委員長 最後に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。私からはLINEスマート市役所について、本格稼働、来年2月の本格導入に向けての現在の状況の説明をお願いします。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。

来年2月の本格稼働に向けて、現在、当課職員が2人ペアになりまして積極的にLINEスマート市役所を活用したい、検討したいという意向を示された部署を中心にヒアリングに入って、実装に向けて動いているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 既に実装可能な部分から進めていくという考え方のもと、試行的に活用されてきた取組もあると認識しております。

9月の委員会で、岡口委員が質疑された水上ツアーハンディバリアブルの保護者との連絡共有に活用されたことは把握しております。私もツアーハンディバリアブルに参加された保護者からLINEを見せていただいて、活動の様子が写真つきで配信されていて、保護者の方もすごくいいとお声を伺っております。ほかの取組だったり、事例や評価についてお伺いします。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 水上の探究ツアーハンディバリアブル以外の取組といたしましては、まず数は少ないんですけども、国勢調査の調査員さん等への通知に使ったり、委員ご承知だと思いますが、広報でも御案内させていただいた緑のカーテンコンテスト、こちらの投票なんかに活用し、こちらは約20%、投票総数の約20%がLINEスマホ上から投票がなされたというような報告を受けているところでございます。あとは外向きというよりも、内向きの中のほうでの活用を一部図り、今は実装に向けて動いているといったところが中心となっているところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 先月、藤代北口地区のまちづくりオープンハウスの説明会でアンケートに用いられたと認識をしておりますが、評価についてはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 はい。まだ実施したその担当課から、その効果等の評価の報告というものはこちら情報管理課のほうには上がってきていませんので、正確なお答えをすることは、申し訳ありませんができません。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 はい。今幾つか伺ったんですが、職員側の使い勝手や評価、役立った点など、何かお声があればお願ひします。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 先ほど長塚委員からありました水上の探求ツアーハンディバリアブルはもう、参加頂いた保護者の皆様にとってもよかったですし、環境対策課の職員も、従前ですと例えば到着時刻が遅れるといった、お知らせをするに当たりまして、電話やメールで、なかなか連絡がとれなかつたという事象があった。これが、LINEでの一斉通知という形になりますので、既読数なんか見れますので、通知が確実に届いているっていうのを把握っていうところでの効率化というのは図られたのかなと思います。あとは、財政的な面というところでの効果というところで、一部見え始めているといったところでは、現在の茨城公共施設予約システム、こちらを用いて、様々な利用の予約をしているんですけども、来年道を更新の予定となっております。これを水とみどりの課とスポーツ生涯学習振興——スポーツ振興課——スポーツ振興課のほうと当課職員でいろいろ協議いたしまして、来年は以降、来年度の切替え以降は、LINEスマホ市役所のほうに移行していく、そのシステムの更新料とか、使用料とかそういうものを、の削減を図るといったところが、見込みとして立っているといったところがあります。プラスこれまでの議会の議論でもお答えさせていただいてますが、公民館の施設予約、これも非常にアナログの部分で、利便性といったところではいい点もありましたけれども、これら非常に複雑なところだったものを、シンプ

ルに、生涯学習課を中心に、仕上げてつつ、今ほぼ仕上がっていると聞いたところでございます。そういったところも効果としては、見えてくるのかなといって期待しているところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今いくつかの課、伺ったんですけども、既存のシステムから脱却のように、スマート市役所でできることは新たなシステムの経費をかけずに進めていくことが望ましいと考えております。これまで行政のデジタル化について、市民の利便性の向上、業務の効率化、経費削減の推進を目的として質疑や質問を行ってきました。

スマート市役所はまさにそれらを体現する大きな転換点だと受け止めています。一方で、どの課がどの機能を活用してどう使えば市民サービスが向上するかといった、各課のアイデアだったりマインドセットの刷新も不可欠です。

導入に向けて、情報管理課の皆様が大変ご尽力されていることを受け止めた上で、最後に情報管理課としての意気込みや府内デジタル化を各課どのように連携し広げていくのか、その考えを伺います。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 ありがとうございます。意気込みというところですけれども、今、私ども情報管理課といたしましては、積極的に取り入れたいというふうに考えているところの部署、こちらを中心に当課職員が入って一緒に伴走しながら実装化に向けて進めているところでございます。

これが一つ二つ三つと増えていくことによって、市民の皆さんも便利だねと感じていただき、なかなか手をつけようというところになっていない部署も、自分たちもやらなければというような気持ちになったときに、一つ、取手市役所の中のDXのXの部分である変革というものが、一歩前進するのかなと考えておりますので、一つでも多くのものが実装でき、便利さを感じていただき、職員の皆さんも事務が効率化できてよかったですというふうに感じてもらえるようなものになるように、情報管理課職員一同、頑張っていきたいなと考えているところでございます。よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 すいません。質疑の時間がまだあったので、もう1点だけ最後の最後に、3月の定例会の一般質問でセキュリティについて確認をしております。

その際、LINE社サーバーにはデータを保存しない契約、データ保存は国の求める高いセキュリティ要件を満たすISMAPP認証サービスを利用する想定との御答弁を頂いております。

今年度正式に導入されるシステムには、御答弁のときと説明と同等のセキュリティ要件を満たしているのか。変更がないかだけ確認させてください。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 長塚委員、御質疑のとおり、変更はございません。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 デジタル化が着実に前に進むことを期待して、以上で質疑を終わります。あ

りがとうございます。

○鈴木委員長 以上で通告された質疑が終わりました。これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を終わります。執行部入替えの行います。休憩いたします。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

続いて、議案第 57 号及び議案第 58 号を一括議題といたします。

議案第 57 号及び議案第 58 号につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 57 号及び議案第 58 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は举手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 57 号及び議案第 58 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員。

○本田委員 本田です。よろしくお願ひいたします。議案第 58 号について、お伺いします。空調の金額ということで、小学校が 1,000 円——1 時間当たり 1,000 円、中学校が体育館の空調が 1,500 円、武道場が 500 円ということで、金額に相違があるところだと思うんですけども、この空調の使用料金の根拠というんですかね、お伺いします。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。お答えさせていただきます。空調使用料の料金の設定なんですけれども、各小学校体育館、中学校体育館、中学校武道場、それぞれの空調設備の消費電力 1 時間当たりの電力量を基に、実費相当額を積算させていただいて、このような金額になりました。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。実費ということで、計算されたということでよろしいですかね。ちょっと一つ懸念がありまして、暖房になりますと、暖かい空気って上に行っちゃうと思うんですね。体育館、天井が高いので、そうしますと、この暖房の効果というのが、本当にお金を頂いている中で、本当にこの暖房の効果というのは大丈夫なのかどうか。この辺、ちょっとお伺いします。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。お答えさせていただきます。基本的には暖房も使えるんですけども、体育施設——今、学校開放で使ってる団体の方とかは、主に夏場の冷房の使用ということを想定しておりますので、その辺はやはり今委員おっしゃったとおり、暖房はやっぱり空気が上に行くことがあると思うんですけども、実際にはその辺の利用というのはあまりないのかなとは見込んでおります。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。想定がまず冷房ということなんですけども、やっぱり暖房を使うケースというのもなくはないと思うので、そこら辺の例えは説明とか、そういうことはしっかりとやつていただきたいなと思います。それで実際に冷暖房がついたときに、その効果というのもどうなのかということも改めて、これもしっかりと確認をしていただきたいなと思います。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

長塚委員。

○長塚委員 長塚です。先ほどの本田委員の暖房の話で、冷房を想定しているということだったんですが、夏は恐らく、午前中初めて使う方ってもう体育館内が暑くて、効くまでにすごく時間がかかると思うんです。片やその次に使われた方って、ある程度空調が効いているので、難なく涼しい中で対応できると思うんですけど、そうなってくると、つづけから冷房が効いて活動ができるまでに相当時間がかかると思うんですが、そういうった配慮というのは考えられているんでしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。今、長塚委員おっしゃったとおり、冷房の効きにはやっぱり体育館ですので、広いのでやっぱり時間がかかるんですけども、今回の学校開放の体育館のみならず、市内の体育施設では、グリーンスポーツセンターも空調設備を設置してるんですけども、やはり同じような条件で設定させていただいておりますので、そのところは御理解いただきたいと思います。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。

以上で議案第 57 号及び議案第 58 号の質疑を打ち切ります。

続いて議案第 59 号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 59 号につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。お諮りします。議案第 59 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 59 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

小堤委員。

○小堤委員 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。ちょっと喉の調子が悪いのでマスクしたまま話します。

私、火災予防条例の一部を改正する条例ということで、この条例は主に2つあると思うんですね。林野火災予防の実効性を高める改正と、あと簡易サウナ設備の、これに関する改正ということだと思うんですが、まず初めに、林野火災——昨日も群馬の妙義山、林野火災で今燃えているところですけれども、林野火災増えてます。去年の——これは大船渡の火災を基に改正されたんだと思うんですけれども、そういうふうに、岡山だの愛媛だの、やっぱり温暖化現象とかそういう気候変動で、そういうふうに災害も変わってくるんだなというふうには思うんですけれども、まずこれ林野火災について、市内において林野というのは存在するんでしょうか。

○鈴木委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 予防課の満です。ただいまの小堤委員の質疑にお答えします。林野の中には森林と原野が含まれておりますし、取手市においては、森林としての区域が点在しております、区域の合計面積は183.36ヘクタールとなっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 原野って取手にはないかとは思いますけれども、森林もいろいろなところにあるということですが、この林野火災の注意報とか警報の発令基準というのはどういうところでしょうか。

○鈴木委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 ただいまの御質疑にお答えします。林野火災の注意報及び警報の発令基準につきましては、総務省消防庁から示された発令指標に基づき、取手市においても取手市火災予防条例施行規則において定める予定となっております。

まず、林野火災注意報につきましては、次のいずれかの条件に該当する場合となります。1つ目が、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合。2つ目が、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されている場合、市長は林野火災注意報を発することができるようになります。

次に、林野火災警報につきましては、林野火災注意報の発令条件に加え、強風注意報が発表されている場合、市長は林野火災警報を発することができるようになります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました、詳細な説明。注意報発令で、強風注意報が出ると火災警報ということで、いろいろあるんだなというところが分かりました。

では、この火災予防条例第45条に関する新たな制限というとこですか、このたき火関係のところ、これも林野火災につながるところなのかなというところですが、教えてください。

○鈴木委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 ただいまの御質疑にお答えします。これまで、たき火についても

届出された場合、受け付けているところですが、今回の改正で、第45条第1項第1号に、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」の届出に、たき火行為が明文化されました。例えば、一般家庭で自然に落ちた木の葉や枝などを集めて燃やす行為につきましても、たき火に該当しますので届出が必要となります。なお、消防では、届出者に、強風時や苦情があった場合、中止するよう指導するとともに、届出の内容により、市の関係課に連絡を行いまして、情報の共有を図っております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。一般家庭でもちょっと、燃やしてしまおうということはやってはいけない——きちんと届出を出さなくてはいけないということですので、皆さん注意しましょう。

では次に、簡易サウナ設備の適用される基準を新たに定めるための改正だと思います。今までではサウナ設備というのが火災予防条例にあったと思うんですが、この簡易サウナの届出が必要な新しい基準というのはどういうところでしょうか。

○鈴木委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 ただいまの御質疑にお答えします。

今回の改正で、新たに簡易サウナ設備の届出が設けられます。届出は、例えばグランピング施設やキャンプ施設など、事業目的により設置する場合、届出が必要になります。一方、個人が設けるものを除くとされるため、例えば一般家庭の庭先に個人で設ける簡易サウナは届出の対象外となります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。取手市内、庭が広い家が結構あると思うんですが、その庭先でやる分には問題ないと。あくまで営業でやるときには届出しなくちゃいけないということですね。分かりました。

それでは、どのような場面で届出が必要であることを指導できるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○鈴木委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 ただいまの御質疑にお答えします。取手市において、今まで簡易サウナに該当する設備の設置事例はありません。今後、建築物を新築するときの消防同意時や立入検査等において、簡易サウナを確認した場合、適切に指導してまいります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。建築確認申請とか立入検査とか、そういうところでチェックしていくということですね。分かりました。ありがとうございました。
以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 なしと認めます。以上で議案第59号の質疑を打ち切ります。

ここで皆様に申し上げます。次に行う議案第61号の審査について、私は除斥に該当し、

議事に参加することができないため、長塚副委員長と議事進行を交代いたします。

[鈴木委員長から長塚副委員長に議事進行を交代]

○長塚副委員長 鈴木委員長に代わりまして、議事進行を務めさせていただきます。

続いて議案第 61 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

委員会条例第 18 条の規定により、除斥の対象である鈴木委員長の退室を求めます。

[鈴木委員長が退室]

○長塚副委員長 議案第 61 号につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第 61 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○長塚副委員長 賛成多数です。よって議案第 61 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長塚副委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第 61 号の質疑を打ち切ります。

鈴木委員長の除斥は解除されましたので、鈴木委員長の入室を許します。

[鈴木委員長が入室し委員長席に着席]

○長塚副委員長 鈴木委員長と議事進行を交代します。

[長塚副委員長から鈴木委員長に議事進行を交代]

○鈴木委員長 長塚副委員長と議事進行を交代いたしました。

続いて議案第 68 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第 68 号につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 68 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 68 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員

○本田委員 本田です。よろしくお願ひします。議案第 68 号についてなんですけども、グリーンスポーツセンターの指定管理者の変更ということなんですけども、これまで利益の取扱いについてということで確認させていただいてるんですけども、契約後の基本協定書を結ぶに当たって、市としてこの利益の取扱いについてどのようなお考えなのか、お伺いをいたします。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稻村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稻村です。お答えさせていただきます。今回、

優先交渉権者になっております日本スポーツ振興グループに関しては、今まで——今現在やつていただいている事業者においては、利益の半分を還元していただくということだったんですけども、今回新たな優先交渉権者である、こちらの業者に関しては、そういうふた提案はございませんので、そのまま自主事業の収入に関しては指定管理者のほうの収入になるということあります。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ちょっとその経緯を——があれば、ちょっと、お伺いします。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。こちらは経緯と言いますか、あくまでも提案の中で出させていただいておりますので、その中で今回2つの事業者が公募していただいたんですけども、それぞれの提案の中でのことありますので、そういうふた御説明になります。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。

[「分かつちやだめだよ」と呼ぶ者あり]

○本田委員 ちょっとこちらも調べながら、さらに深めていきたいなと思っております。以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を打ち切ります。

続いて議案第69号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。

本件につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。お詫びします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、岡口委員1名から通告がありました。それでは、質疑を行います。

岡口委員。

○岡口委員 岡口です。よろしくお願ひいたします。今回の補正予算の債務負担行為で、JETプログラムコーディネーター委託契約が議案として提出されています。これはJETプログラムを活用してALTを配置するということでしょうか、お尋ねいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。岡口委員の質疑に答弁させていただきます。現在、英語教育を推進するに当たり、令和8年度からALTまたは英語スペシャリスト教員を全小中学校に常時配備できるようにしたいと今考えているところです。そのため、現在3年

契約をしている 14 名の A L T に加えて、 J E T プログラムで 5 名の A L T を配置するということを今検討を進めているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。現在検討しているという段階であるということが分かりました。それでは、 J E T プログラムコーディネーター、民間委託の契約内容はどのようなものでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。お答えさせていただきます。主な契約内容としてですけれども、 A L T の勤務スケジュール管理、研修の企画実施、生活支援、例えば住宅のことであったり生活に関する相談への対応、緊急時の対応などがございます。もし、この J E T プログラムで A L T を配置するというようなことになりましたら、委託業者には、 A L T の教育水準の質を保障できるよう、特に研修の徹底・充実を図るよう働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。 A L T の質というのは、子どもたちにとって一番大切な部分だと思います。質が落ちることがないよう、しっかり研修をやっていただくようにお願いいたします。では、なぜ、 J E T プログラムで A L T を配置することを検討されているのか、その理由や経緯などをお聞かせください。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。お答えさせていただきます。実は、随分前に取手市でも、 J E T プログラムを活用して A L T を配置していたことがあったと聞いております。そのときには、まず A L T が来日したときのお迎え、それから住居、生活全般の準備や支援、緊急対応、勤務スケジュール管理、そして研修まで、何から何まで教育委員会で行う必要があったと聞いております。こういった業務があまりにも多岐にわたったため、 J E T プログラムのほうは一旦やめて、現在のような派遣契約に至ったという話を伺っているところです。一方で、国の方でもこういった課題をクリアするのに、現在は、これまで教育委員会が担ってきた生活支援などの業務を民間業者などに委託できる、コーディネーター制度、これらが導入されました。よって、 A L T や教育委員会が子どもたちの英語力の向上に専念できるように、そういう制度が導入されたところです。さらに、これまで、この A L T 配置や業務委託契約のどちらにも、国の財政措置が整備されておりまして、引き続き国の財政支援が継続されれば、財政面においても大きな利点があると判断して、現在検討しているところでございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。 J E T プログラムで A L T を活用するといった場合、教育委員会の負担がかなり大きいということは私、実は身をもって体感してるんですが、震災のときに、 J E T プログラムで A L T の先生を教育委員会が雇われてました。私は中学校だったんですけども、送り迎え——土浦の駅まで A L T の先生を迎えて行って、また送り返してなんていうふうなことも全てやるような形でおりました。なので、ぜひこう

といったコーディネーター制度を利用されるというのは、すごく教育委員会にとってもいいことなのかなというふうに思っております。ALTや教育委員会が子どもたちの英語力の向上に専念できるということは大変重要なことであると思います。財政面においても、国の財政支援を受けられる可能性があるということで、とてもよい取組だと思います。

それでは次に、ALTの増員による教育効果について、お聞かせください。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。答弁させていただきます。ALTが常時、この小中学校にいるということで、子どもたちがやっぱり、生きた英語に触れる機会が圧倒的に増えます。子どもたち自身の英語での発話量、これも増大すると。英語でのコミュニケーション能力や異文化理解が大きく向上するというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。ALTの増員が子どもたちの英語での発話量やコミュニケーションの向上につながるとの御答弁、非常に心強く受け止めました。

では、最後に、ALTの増員以外で、英語教育の推進を図る取組について、今現在検討していることについて教えてください。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。お答えさせていただきます。今現在検討している取組として生成AIの英会話アプリケーション、これを導入を検討しているところでございます。子どもたちが1人1台タブレットパソコンを使用でき、自分の実力に合わせて、また自分のペースで、生成AIとの英語でのコミュニケーショントレーニングを行うことが可能となります。これまで教員やALTが1対35で行っていた英語でのコミュニケーションが、子どもたち一人一人が一対一のトレーニングができるようになるという利点があります。また、この生成AI、英会話アプリケーションは時間と場所を選ばず使用できますので、家庭の自主学習での英会話学習が可能となってきます。この生成AIとトレーニングを行い、常時学校にいるALTとの生の生きた英語でのコミュニケーションを行うということで、相乗効果が生まれ、子どもたちの英会話力の向上が期待できるというふうに考えております。以上でございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。生成AI英会話アプリケーションの導入を検討されているということですので、ぜひとも導入していただけるよう御尽力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。以上で私からの質疑を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案第69号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、小堤委員、本田委員、岡口委員、長塚委員、落合委員の5名から通告がありました。最初に、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願ひいたします。昨今、大規模火災があちこちで、国内外を問わず発生していますけれども、まず最初に、大分県の佐賀関の火災を受けて、市内で活動困難な場所っていうのは、あるのでしょうか。そういう、また計画みたいのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 下山副参事。

○下山消防本部警防課副参事 警防課の下山と申します。小堤委員の御質疑に答弁いたします。消防本部では、住宅密集地や、道の狭い狭隘道路地域、防火水槽や消火栓の水利不足している地域を、消防活動が困難な場所として、警防計画を作成しております。計画の内容は、災害現場までの経路や防火水槽・消火栓への消防隊の配置、出動する消防隊全ての配置場所などを計画して、火災対応を考えております。また、各消防署においては、平時に住宅密集地や狭隘道路地域、消防水利不足地域の警防計画に基づいた検討会を行い、有事に備えております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。そういうところがあるということで、そうしましたらそういう住宅密集地とか、道路の狭隘な地域とか、そういうところでの消防の活動要領というはどういうものでしょうか。

○鈴木委員長 下山副参事。

○下山消防本部警防課副参事 答弁いたします。消防活動が困難な場所等での活動としましては、通常は水を積載したタンク車が現場の直近で停車して活動しますが、住宅密集地や狭隘道路地域の場合、水を積載したタンク車は大型のため現場直近まで進入できないことがあります。その場合には、タンク車より小型なポンプ車を先行させ、現場直近に停車し、タンク車が近くの防火水槽、消火栓などに停車して、ポンプ車に水を送るなどの対応を考慮しています。また、水利不足地域は、火災現場と防火水槽、消火栓との距離が長いため、消防ホースを何十本も延長する必要があります。そうしますと、水が送り出せなくなりますので、20本程度を目安として、途中に消防車両を配置し、水を送り出せる態勢を考えております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。いろいろな活動要領があるということが分かりました。では、この間の佐賀関の火災では飛び火がいっぱいあって、無人島のほうまでも行ってしまったみたいなこと也有って、そういう活動が困難な地域では、飛び火とか風があったときとかあるんですがこの飛び火の警戒はどうでしょうか。

○鈴木委員長 下山副参事。

○下山消防本部警防課副参事 答弁いたします。消防本部では、消防団の協力を得て、火災当日の気象状況から、飛び火する方向を推測し、風下に飛び火警戒要員として、消防団

員の配備を考慮しております。また、消防本部では、昨年度、ドローンを配備しており、そのドローンには、赤外線センサーが装備されているため、熱源を捉えた場所を地上隊で共有し、危険箇所へ警戒要員を配備するなど、効率的な飛び火警戒に努めてまいります。ただし、強風時などは、ドローンが飛行できない状況下です。風下に位置する地域住民に広報活動を行い、自助・共助の観点から、地域住民・自主防災組織と協力し、予防散水を行ってもらうなど、協力も考慮し、飛び火警戒に努めてまいります。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました消防団の方にやってもらうというのも大事ですけど、やはり今ドローンで——ドローンを使ってっていうこの科学技術といいますか、そういうところで対応するというのも、すばらしいなと思うのでぜひ、よろしくお願ひいたします。それでは次、香港の、皆さん御存じのとおり、高層建築物の火災を受けて取手市内このすごい何か——ビジュアル的にもすごい火災だなというふうに思ったんですが、市内の高層建築物数というのはどのぐらいでしょうか。

○鈴木委員長 下山副参事。長妻補佐。失礼しました。お願いします。

○長妻消防本部予防課長補佐 予防課の長妻です。小堤委員の質疑にお答えいたします。消防法令上では、高さ 31 メートルを超える建築物を高層建築物といい、市内では 25 棟ございます。内訳としましては、共同住宅が含まれる高層建築物が 20 棟、それ以外につきましては 5 棟、市内にございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。20 分と結構あるんですね。私も頭の中で幾つか、あそことあそことかというふうには分かるんですけども。その高層建築物での活動要領というのはどういうふうにするんでしょうか。

○鈴木委員長 長妻補佐。

○長妻消防本部予防課長補佐 ただいまの質疑にお答えいたします。香港での高層建築物火災では、上の階や隣接する高層建築物に延焼しましたが、日本の高層建築物は、耐火構造や防火区画などにより、上の階や隣接する部屋などに延焼しにくい構造となっております。質疑の消防活動要領につきましては、はしご車を活用した消防活動や高層建築物には水管が上の階まで通っており、3 階以上の階には放水口が設置されている連結送水管を利用して、消防活動を行うことが基本となります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。いろいろな活動方法あると思うんですけども隊員の方も、ぜひ命を落とさないような活動していただきたいといけないのかなというふうに思います。香港のあれは、足場が竹であって、竹がどんどん、がんがん燃えますし、いろいろもう、ネットも防火・防炎、あれがあったのか——性能があったのかちょっと疑問ですけれども、そういうところを考えながら、日本の建築物の水利を使ってやっていただきたいと思います。では、そういう構造建築物に住んでいる住民や建築物への注意とか、そういうのありましたら、お願いします。

○鈴木委員長 長妻補佐。

○長妻消防本部予防課長補佐　ただいまの質疑にお答えいたします。建物所有者へは、消火器や屋内消火栓、自動火災報知設備、連結送水管などの消防用設備等の適切な維持管理や定期的に行われております消防訓練、立入検査などで階段、通路などの共有部分及びベランダなどに避難の障害となる物品や可燃物を置かないようすること。また、火災が発生した場合には、消防隊が到着するまでの間、消火器や屋内消火栓などを利用して、初期消火をするように指導しております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。住民も初期消火、そういうことがきちんとできるようにしないといけないのかなということと、今答弁ありましたように、避難経路に物を置かないっていうのも、大事なのかなというふうに私も思います。ありがとうございました。

続きましてですね、先般、やはり、坂東市のリサイクル業者の工場といいますか、事業所が燃えたという、前に一度ありましたけども、そことまた違うところらしいんですけども、その中で、リサイクル業者の取手市の同じようなところというのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 新倉課長。

○新倉消防本部警防課長 消防本部警防課の新倉と申します。よろしくお願ひいたします。小堤委員の質疑に答弁させていただきます。取手市内には、可燃性物品を保管している産業廃棄物施設として、戸頭消防署管内に1か所、吉田消防署管内に1か所、棚木消防署管内に1か所、計3つの事業所がございます。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。それぞれいろいろな場所にあるということが分かりましたけれども、それでは、それぞれの火災防ぎよ計画みたいなのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 新倉課長。

○新倉消防本部警防課長 答弁させていただきます。取手市消防本部では、産業廃棄物施設警防計画を作成し、地域性及び保有している産業廃棄物を考慮した火災防ぎよ体制、活動体制を整えております。計画の内容としましては、各事業所付近の消防水利の充足状況や、隣接建物への延焼危険、施設内に保有している物品種別について施設概要を記載し、施設概要をもとに、消防車両の進入経路や消防水利の部署放水方向等を定めた活動計画書を作成しております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。産業廃棄物の火災となると、消火するのに、報道でもやってましたけどまだまだ、まだもってるっていうような形で、結構時間を要すると思われますがそれが、時間的な対策というのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 新倉課長。

○新倉消防本部警防課長 答弁させていただきます。産業廃棄物施設には、中古車両やタイヤ、金属物品等、様々な物品が置かれており、水による消火ですと、鎮火まで長時間を費やしてしまうことを考慮し、産業廃棄物に対して有効的な消火方法である、水と薬液空気を混合させたCAF S放水による窒息消火戦術を考慮した防ぎよ計画を策定し、万が一、

火災が起こってしまった場合には、迅速、安全かつ効率的な防ぎよ活動に努めてまいります。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。それではですねちょっと最後に、先ほどの答弁の中であった、この可燃性物品を保管している産業廃棄物施設ということで、3か所あるっていうんですが、この3か所は、どれも同じような可燃性物品の産業廃棄物なんでしょうか。それぞれ違うんでしょうか3か所。

○鈴木委員長 新倉課長。

○新倉消防本部警防課長 答弁させていただきます。3か所ともに、中古車両やタイヤバイクなどが、収集されている場所と捉えております。以上となります。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○鈴木委員長 続いて、本田委員。

○本田委員 よろしくお願ひ——よろしくお願ひします。学校給食についてなんですけども、まず無償化について、国の動向を見て、無償化をしていくというような、御答弁頂いておりますけども、本市の給食って質、量、これしっかりと維持しているというところが特徴だと思います。そうしますと他市に比べて原価も高いということになると思います。國の方針、もしくは制度設計というのが、今、まだ確定をしてないという状況なんですけども、こういった状況の中で、例えば無償化ということをしっかりとされるのかどうか、ちょっとまずお伺いしたいなと思います。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 本田委員——保健給食課の松崎です。本田委員の御質疑にお答えいたします。先日の加増議員からの一般質問でも、答弁させていただいたとおり、これまでも、令和4年度以降、国の交付金を活用し、物価高騰に伴い上昇する給食材料費について、保護者に負担増を求めず、提供する給食の質と量を維持できるよう対応してまいりました。また、令和5年9月の定例会では、物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議を頂いております。先ほどもお話がありましたとおり、国的小学校給食費の無償化につきましては、国からは、いまだに詳細な内容、制度設計等について示されておりませんけれども、引き続き国、県の動向を注視し、今後も保護者への負担増を求めずに、質と量を維持して、実質給食が提供できるよう努めてまいりたいそのように考えております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 無償化を優先するのか、もしくは質、量を優先するのか。この辺がちょっと今の御答弁だと、ちょっと分からんのですが国は、原則、小学校の給食を無償化するというような方針を出されております。当市としては、質、量、これを維持するために、どうしてもこの原価が高いという部分で、交付金で賄えない場合が出てくるんじゃないかなというのも想定がされると思うんですね。そうした場合に、無償化をしないで、質量を維持するのか。金額を減ら負担を減らすのか。もしくは無償化を原則しっかりやって、質、量をしっかりと維持するのか。この辺のお考えをちょっと確認したいなと思います。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。今までお話をさせていただいたとおり、給食の量、質を維持してくるということは、今までしっかりと努めてきたところでございます。

こちらは、引き続きしっかりとその対応をしていく、これは方針として今考えているところでございます。

また、国の無償化ということにつきましては、先ほどからお話ししているとおり国の制度設計、そういったものがまだ示されておりませんので、そういったものを注視して、その状況をしっかりと把握した上で市の制度設計を構築していく、そのように考えております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 まず国の動向を見るということを繰り返し頂いてるんで、また一般質問等でやりたいなと思います。

続きまして、みんなで食べる給食デーということで、宗教上の理由とかアレルギーがあるとかということで、お弁当持参とかそういう方も児童生徒もいらっしゃると思います。

そういったケースにおいて、例えば給食メニューで、當時食べられない方とか、もしくはメニューによって食べられないからお弁当の日があるとか、そういったケースもあるのかどうかというのをちょっと私のほうでは把握してないんですけども、もしこういったケースがあった場合、こういった児童生徒の対応、もしくは給食費の扱い、これはどのようにになっているのかお伺いします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。取手市の学校給食では、宗教上食べられないメニューがある場合につきましては、現在実施しているアレルギー対応と同様の対応としているところでございます。具体的にお伝えしますと、要望があった家庭に詳細な献立表や原材料の分かるもの、給食確認票を事前に配付しまして、御家庭で食べる・食べない、代替食を持参する・しない、そういうものを決めていただきまして、家庭から提出された給食確認票をもとに、学校での給食の対応をしているところでございます。また、その給食費の取扱いにつきましては、原則、給食費につきましては、副食、おかず等を食べる・食べないにかかわらず——失礼しました。原則、給食費につきましては、減額しないことになっております。しかしながら、例外的にアレルギー等で継続的に牛乳等の飲料提供を受けられない場合、そういった場合は飲料代の減額であったり、入院等によって一定期間給食を欠食する、といったような状況がある場合、欠食の届出を出していただきまして、結果的に当該月の喫食日数が10日未満であった場合につきましては、日額での給食費の徴収、といった対応になっております。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 詳細にありがとうございます。なるべく柔軟な対応していただければなと思います。それと、最後の質問、質疑になるんですけども、食べられない児童生徒と一緒に食べられるっていう給食の日を設けているという自治体があります。茨城県内ですと、境

町、それから五霞町というのがこれは恐らく外国人の方が多いのかな。ハラル食の対応とかっていうことをやられてるということで、あと北九州市もこういった取組をやってるということなんんですけども、これ実は、例えば北九州市においては、非常に何ていうか、今の外国人の問題等々で、行政のほうに、様々な意見が上がっていると。五霞市、栄町のほうで——五霞町、栄町のほうでも、ＳＮＳ上では、やっぱりそういった同じようなことを、比較的こうなんていいうか、否定的な意見ということが、非常に上がっている散見しているというような状況であります。こういったことを含めまして、当市で食べられない児童生徒も一緒に食べられる給食の日っていうのを設けるとかそういったことを考えているのかどうか、その辺のお考えについてお伺いします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。現在の取手市の学校給食におきましては、まずアレルギーの対応というところに関しまして、代替食であったり、除去食を調理して——失礼いたしました。調理して提供するような施設設備、調理員の人員を含めて、今現状難しいところでございます。また、先ほどのハラール食、そういったものの別のメニューをつくるというところも、同様にそういう施設が現状ないところでございます。そういうところで、つくば市などでも全校センター方式で、平成25年度以降に2か所のセンターが新設されたところにつきましては、アレルギー物質の除去食の提供も可能といった、施設内に別に調理できる設備を設けられているところはございますので、そういうみんなで食べられる給食デー、そのようなものが先進事例のほうを引き続き取組のほうを参考にしつつ、将来的に安全な対応ができる状況が整った場合、施設等が整った場合、そういうものが実施できるような、そういう検討をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 本当に、子どもたちと一緒に食べられる日というのは、ふだん一緒に同じものを食べられないという子どもたちにとっては、やっぱりなかなか、そういうた、一緒に食べられるっていう、どうもうれしいという、アンケート結果とかというのがやっぱり出てます。これ、つくば市のほうでも、そういう意見が出ております。ですので、ぜひ検討していただければなと思います。以上で終わりにします。ありがとうございます。

○鈴木委員長 続いて、岡口委員。

○岡口委員 よろしくお願ひします。最初に市内児童を対象に実施されているイングリッシュ・アドベンチャーについて伺います。子どもたちが英語に触れ、自ら学ぶ勇気を育てる機会として、大変意義のある取組であり、今後の英語教育推進にも関わる重要な事業と考えております。まず、本市におけるイングリッシュ・アドベンチャーの実施状況について、現状をお聞かせください。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤です。岡口委員の御質疑に答弁させていただきます。7月の夏休みに、小規模特認校の山王小学校で実施した際は、山王小学校の小学1年生から小学6年生までの全児童約80名と、市内の小学1年生から4年生までの希望児童約15

名の合計約95名が参加しました。実施内容につきましては、小学生とALTが英語で交流し、楽しく英語になれ親しむという目的のもと、職業体験というテーマで、医師、警察官、ツアーガイドなどの、七つの職業を疑似体験しながら、ALTとの英語でのコミュニケーション活動に臨みました。また、この小規模特認校の取組をほかの学校に広げる活動として、11月に六郷小学校でも実施いたしました。参加児童は、六郷小学校の小学1年生から6年生までの約70名になります。内容については、山王小学校で実施したものと同様の内容となります。効果の検証方法につきましては、参加児童の感想という形で行っております。以上でございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございました。職業の疑似体験とかそれを英語を使ってということで本当に参加した子どもたちっていうのはすごく、英語に親しみ持てる機会だなというふうに思いました。また、山王だけでなく、六郷小学校でも行われたということで、これからもっと拡大していければなというふうに希望したいと思います。続きまして事業の課題と今後の展望についてお伺いします。参加枠拡大の可能性や指導体制、ALTとの連携について、通常事業や学校での英語活動への持続——接続する仕組みなどの点についてお考えをお聞かせください。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤です。お答えさせていただきます。小規模特認校の取組を市内のほかの子どもたちに広げるという目的のもと、昨年度と今年度、同じ学校規模の六郷小学校で実施し、大きな成果を得ることができました。今後は、学校規模が大きな学校にどう広げていくかという課題となります。ALTの人数に限りがありますので、規模の大きな学校は、例えば一つの学年に絞って行ったり、2学年で行ったりするなどの工夫をして、ほかの学校に広げていけないか検討してまいります。いずれにせよ、ALT派遣会社、またALT・ネーティブ教員と連携を密にして、学校の教員の負担をできる限り軽減して実施していくように考えてまいります。実施した学校からは、イングリッシュアドベンチャー後、学校の授業の英語活動において、積極的に発話するようになったと、子どもたちの変容を聞いております。今後も、イングリッシュアドベンチャーだけでなく、取手市全ての子どもたちが自信を持って英語でコミュニケーションを図る喜びを体験できるように取り組んでまいります。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございました。このイングリッシュアドベンチャー、工夫検討して、さらなる拡大をということ。また、このイングリッシュアドベンチャーだけでなく、英語活動を各学校で展開していくということ。心強く思います。ありがとうございます。取手の子どもたちが英語を通じて世界を広げ、自信を持って未来へ進む一助となるよう、引き続き丁寧な運営をお願いし、この質疑を終わらせていただきます。

続きまして、公立小中学校の空き教室の一般開放についてお伺いします。少子化により、余裕教室が増える一方、地域には、学習支援、交流拠点などの需要もあります。学校は地域の財産であり、活用の可能性を探ることは重要だと考えます。まず、空き教室の現状に

について、現在把握している余裕教室の有無、また、既に外部に部屋を貸している事例等があれば、併せてお示しください。

○鈴木委員長 澤部課長。

○澤部教育総務課長 教育総務課の澤部です。岡口委員の御質疑に、ご答弁申し上げます。ただいまの御質疑の中で余裕教室と空き教室という言葉がございました。少し使い分けて御説明させていただきます。現在市内の小中学校においても一部の地域を除き、児童生徒数が減少傾向にあり、普通教室として使用していない教室も増加しております。また現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を踏まえ、5年以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室、これが余裕教室ということになります。ですが実際にはそういう教室は、例えば英語教室や進路指導室、あるいは、何らかの事情があって教室に入れない子どもたちが学習や交流する場所としての校内フリースクールなどとして活用されております。未活用余裕教室、一般的に言うところの空き教室につきましては、当市においてはという状況にございます。また放課後子どもクラブ室ですとか、高齢者の介護予防拠点施設である、げんきサロンなど、学校以外の施設や福祉施設の用途として活用されている、学校施設もある状況にございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。なかなか学校によって、空きだったり余裕教室だつたりというのは、その子どもたちのために生かされているっていうふうな、ことを理解いたしました。また、一部の学校——学校さんでは、貸し——なんか借りてるっていうふうな団体さんも聞いていたりはするんですけども、空き教室ができた場合なんすけれども、空き教室を——その教室を地域へ開くことについて、市はどのようにお考えでしょうか。その辺をお願いいたします。

○鈴木委員長 澤部課長。

○澤部教育総務課長 御答弁申し上げます。地域への開きということでございました。現在教育委員会各学校におきましてコミュニティースクールの取組を進めております。学びの場における地域と学校とのつながりとして、地域に、学校と関わっていただく、逆に学校が地域に入っていくという視点がより一層重要になっていくものと考えております。実際このコミュニティースクールの取組の中では、学校にお越しになる時間帯など、学校側が把握をしている中で、地域の方に入っていただくという機会も多くなってございます。実際、学校の行事に保護者であるか否かにかかわらず、地域の方々が多く御参加頂いているような事例もございます。学校と地域との関わりが深まっていく中で地域の方々に学校内に入っていただく機会、これは今後も増えていくものというふうに考えております。その一方で、不特定多数の方々にお使い頂く、共用するということになると、学校とその他の施設の複合化という意味合いを持ってまいります。施設設計上の面も含めた児童生徒の安全の確保ですか、児童生徒の学習活動と並存の在り方、あるいはその管理の区分といったようなものなど、整理、合意形成が必要な課題も多くあるというふうに捉えていけるところでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございました。今頂いた御答弁の中に課題等も、頂いたと思います。ありがとうございます。学校が地域とつながり人が集う場となれば、子どもにとっても地域の方々にとっても、豊かな学びの場につながります。先ほど御答弁頂いた中にコミュニティースクールということもありました。この、コミュニティースクールの拡大に伴って、学校の教室の活用が進むことを期待し、この質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

最後に、先般実施された取手カルチャーロゲイニングについて伺います。まず最初に、参加状況など、実際の実施状況を御説明ください。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稻村です。ただいまの岡口議員の御質疑にお答えさせていただきます。取手カルチャーロゲイニングの実施状況ということですが、参加者数は95名、小学生から高齢者まで幅広い年齢層に参加していただきました。市内外の内訳は、市内6割、市外4割となりました。特にファミリー層の参加が多く見られました。専用アプリを使用し、駅に向かい電車に乗る方や、走って目的地に向かう方、各チーム戦略を立て、思い思いにチェックポイントを巡っていました。参加者からは取手市の新たな魅力が発見できたというような感想も頂いております。以上でございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございました。95名、また、そのうちの4割が市外というふうなことで、取手市の魅力を感じ取ってもらったという、その4割の方々に感じ取ってもらえたんだなってということで、すごく、いい企画だったと思います。続きまして、事業費の総額等、費用対効果などについてお伺いします。

○鈴木委員長 岡田補佐。

○岡田スポーツ振興課長補佐 スポーツ振興課、岡田です。岡口委員の御質疑にお答えいたします。取手カルチャーロゲイニング事業費の総額は、委託料として149万5,000円と、参加賞代、約2万円となります。広告宣伝費は、委託料の中に含まれております。補助金等はございません。費用対効果の評価等につきましては、まだ全ての検証が終了していないため、今後、検証を進めてまいります。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。ロゲイニングは地域の物語に触れる点が特色となります。今回のルート設計で、歴史文化資源や、アートをどの程度折り込み、どんな意図で設定されたのか伺います。

○鈴木委員長 岡田補佐。

○岡田スポーツ振興課長補佐 スポーツ振興課、岡田です。お答えいたします。ルートの設定につきましては、関係各課と調整いたしまして、市内の文化財やアート作品を主軸に55ポイントを設置しました。取手市の魅力を発信できるような設定といたしました。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。単なる移動でなく、体験価値として魅力が伝わる設計であったことを理解いたしました。

最後に、今回見えた課題と改善点、市制 55 周年ということで行われましたが、次年度以降の拡充可能性についてお伺いします。

○鈴木委員長 岡田補佐。

○岡田スポーツ振興課長補佐 スポーツ振興課、岡田です。お答えいたします。本事業は、市制 55 周年記念事業としてスポーツ振興課が開催した事業となります。まだ事業の検証というのを終えておりませんので、今後の開催については未定となります。

今後、効果検証等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。残り 23 秒です。

○岡口委員 ありがとうございました。初開催の本事業は、取手の魅力発信と、歩いてめぐるまちづくりにつながる可能性を持つ取組です。効果検証と課題整理を踏まえ、継続と発展を期待し、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木委員長 続いて、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。私からは、放課後子どもクラブのデジタル化について、前回の委員会で確認が漏れてしまった点について、改めて伺います。9 月の委員会で、放課後子どもクラブのデジタル化について導入を期待する旨を申し上げました。その点は現在でも変わっておりません。一方で、本市ではLINE スマホ市役所の導入を予定しており、スマホ市役所を利用すれば追加コストなくデジタル化を実装できる可能性があると承知しております。

現在、放課後子どもクラブの申請、入退室管理については、保育所で既に利用しているシステムを導入する方向で検討されていることですが、スマホ市役所との比較検討はどの程度行われたか確認します。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。スマホ市役所との比較検討ということですが、当課が現在検討している電子申請システムとスマホ市役所との比較検討についてですが、スマホ市役所を先行導入した他市の事例や、スマホ市役所導入に際しての庁内の説明会で状況を確認したところ、放課後子どもクラブの電子申請には約 100 項目の入力項目があり、入力時間に 20 分程度要することから、入力時に工夫を要してしまうことなどがございました。一方、現在当課にて導入を検討しているシステムでは、データの一時保存機能がついており、入力を中断する前に一時保存設定をすれば、次回入力時に続きから入力の再開ができるなどの違いがありました。また、放課後子どもクラブでは、登録児童が 2 年から 6 年生に進級する際にも、継続申請が必要となります。この際に、スマホ市役所では保護者情報の引継ぎは、申請フォームの構築次第では可能との回答を頂いておりますが、その他の入力については一からということで伺っております。一方、現在導入を検討しているシステムでは、学年が進級した際の継続申請時において、前年に入力したデータを呼び出して、学年と年齢を変えるだけで、入力申請フォームに入力することができるシステムが既に構築されており、利用

者にとっての利便性が非常に高いシステムとなっております。そして、当課が現在検討している電子申請システムは、現在保育課において、公立保育所の入所申請のオンライン手続に先行導入しているシステムであることから、生活の連続性、操作の継続性が担保されます。しかしながら、取手市としましては、全府的にスマホ市役所の導入を検討しており、市としての統一性もあることから、今後、府内に設置されている情報化推進委員会において、当課が導入を検討しているシステムとスマホ市役所のうちどちらを導入するかについて協議していく予定となっております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今の御答弁ですと、9月の委員会では、保育所のシステムを導入する方向だったけれども、今現在は、スマホ市役所と並べて、引き続き検討していくということで、理解でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。9月議会の答弁の際にも、現在、保育課が使用しているシステムの導入を進めるべく検討していくというような話をさせていただいておりますが、やはり先ほど申し上げましたとおり、市役所においては、市役所の統一性ということも考えていかなければならぬということも理解しておりますので、そういうふた点については、先ほども申し上げましたとおり、府内に設置されている情報化推進委員会において、協議をしていく予定となっております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 スマホ市役所であれば、追加コストがかからないというのは、認識しているんですけど、もう一つのシステムですと、導入経費、ランニングコスト、どれぐらいかかるのか概算で、お答えできればお願いします。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 概算になりますが、3年間で約150万程度となります。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 恐らく、先ほども電子申請100項目20分ぐらいかかると。データーの一時保存をスマホ市役所だとちょっと難しいかもしれないというところの答弁だったんですが、もしかしたら、ちょっと可能性があるのであれば、多少保護者のアクションが増えて、少しのアイデアだったり、できるにはどうしたらいいだろうというところを念頭に、利便性もそうですけど、先ほど3年150万円という答弁もいただきましたが、コストも経費の面も踏まえて、極力、市民の皆さんも、経費的にもいい形での御検討をお願いできればと思います。私からの質疑は以上です。

○鈴木委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 よろしくお願いします。本市は、国のG I G Aスクール構想を受けて、取手市G I G Aスクールプランを作成し、1人1台のタブレット端末を活用して新しい学びを提供しております。

本格運用が始まっていますが、5年以上が経過していると思いますが、その成果及び成果についてお聞かせください。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。落合委員の質疑に答弁させていただきます。このG I G Aスクール構想により、令和2年度から児童生徒に1人1台タブレットパソコンが貸与されまして、教わるから学ぶへの学びの意識改革が進んでいるところです。成果としまして、A Iドリルの活用などにより個別最適な学びが実現し、動画やアニメーションなどの視覚的な資料共有や共同的な作業を通じて、子どもが考えを深め広げる授業が実現していると思っております。

その結果、自己表現ができる児童が増えるなど、教育効果が大きく上がっているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。もう既に、教育—生成A Iのドリルなんかも活用して授業のほうが進められて、その成果が出ていることで、承知をしました。今、本当に生成A Iが急速に普及している中で、文科省も令和5年ぐらいに—5年に暫定的なガイドラインというのも公表されましたけれども、先ほども事例ご紹介ありましたけれども、本市の生成A Iの活用状況というのは、いま一度ご紹介いただければと思います。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 指導課の宮國と申します。落合委員の御質疑にお答えいたします。現在貸与されている1人1台タブレットパソコンにおいては、マイクロソフトの生成A IであるC o p i l o tを使用可能となっております。生成A Iの活用は、児童生徒一人一人の特性に合った個別最適な学びを実現し、学びを一層深める可能性を秘めております。他市町村での先行事例では、A Iが出力した文章に対して批判的思考を働かせ、議論する取組や、グループ活動でA Iからアドバイスを得て、視点を補う取組が行われております。ただし、小学校段階の児童の直接利用には、発達段階を踏まえた慎重な見極めが必要とされております。先生方が安心して活用できるよう、他市町村の先行事例を参考にしながら、市教育委員会独自のガイドラインを作成し、環境を整えていく考えです。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 しっかり活用されている状況は分かりましたけれども。現段階では、生成A I—児童また生徒たちに対して、生成A I自体の性質やメリット・デメリットに関する学習指導なんかは、しっかりされているんでしょうか。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 指導課の宮國です。落合委員の御質疑にお答えいたします。現在、落合委員のほうから、生成A Iのメリット・デメリットというお話がございました。本市のほうでも今年度夏季休業中に、市の希望研修になるんですけども、そちらのほうで外部指導—ごめんなさい。外部講師のほうを招いて、生成A Iに関する講義のほうを行いました。このような形を来年度以降も実施していきたいと考えております。以上になります。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 指導する先生たちもしっかり認識した上で、現場で活用していただきますよ

う、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、今年度も——今年度というか、今定例会の議案でも、学校のＩＣＴの整備・環境ということで、各校に6台の電子黒板——大型提示装置——提示装置を整備するという議案が上がりますけれども。今後の取手市教育プランについての構想——今後について、お示しいただけたらというふうに思っております。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 指導課の宮國でございます。お答えいたします。

今後の主なプランは、ＩＣＴ環境の整備と生成AIの適切な活用を進めることになります。来年度にはセカンドGIGAとして、ウィンドウズ11を搭載した新たな1人1台タブレットパソコンを導入し、より充実したＩＣＴ環境となります。それに併せて、今お話をありましたように、各校に大型電子黒板を6台配備することで、児童生徒の共同的な学びや表現活動のより一層の充実を図ってまいります。また、教員のAIリテラシー向上のため、夏季休業中に研修を企画したり、意欲的な教員と連携して実証研究を進めたりする予定であります。先生方が安心してAIを活用できる環境を整え、個別最適な学び、協働的な学びの実現を図ってまいります。以上でございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございました。本当に物すごい勢いで——スピードで、こういった環境がどんどん進化しておりますので、それに遅れを取らないように、しっかりと安全面ですとかリテラシーもしっかりととともに、子どもたちが安心して利用できる環境整備、今後もよろしくお願ひ申し上げまして、質疑を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○鈴木委員長 以上で通告された質疑が終わりました。これで、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された議案第61号以外の市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするとあります。議案第61号以外で、委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第61号以外の討論、採決を行います。

次に、当委員会に付託された議案第61号以外の市長提出議案の討論、採決を行います。討論はございますか。61号以外。

本田委員。

○本田委員 議案第49号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

実質賃金が上がっていないという社会状況の中で議員報酬が上がることについて、市民の理解が得られるかどうかということが非常に私は懸念をしております。私たち日本共産党の立場として、この議案については反対をいたします。以上です。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

本田委員。

○本田委員 議案第 68 号、指定管理者の指定についても、反対の立場で討論いたします。先ほど質疑で確認させていただきましたけども、指定管理者の変更後の利益の取扱いについて、ここにも変更があるということがまず 1 点。それから、私たち日本共産党——もちろん民間を否定するというものではありませんけども、市民の税金で建てた公共施設というのは、やはり市が責任を持って直営で運営するべきだと考える立場から、反対をいたします。以上です。

○鈴木委員長 ほかに賛成討論の方はいらっしゃいませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論なしと認めます。

以上で、当委員会に付託された議案第 61 号以外の市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された議案第 61 号以外の市長提出議案の採決を行います。

議案第 48 号、取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって議案第 48 号は可決しました。

議案第 49 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 49 号は可決いたしました。

議案第 50 号、取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第 50 号は可決いたしました。

議案第 51 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第 51 号は可決いたしました。

議案第 52 号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案 52 号は可決いたしました。

議案第 57 号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第 57 号は可決いたしました。

議案第 58 号、取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第 58 号は可決しました。

議案第 59 号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第 59 号は可決いたしました。

議案第 68 号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 68 号は可決いたしました。

議案第 69 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）所管事項について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第 69 号のうち当委員会所管事項は可決いたしました。

次に、議案第 61 号の委員間討議、討論・採決を行いますが、私が除斥に該当するため、長塚副委員長に議事進行を交代いたします。

[鈴木委員長から長塚副委員長に議事進行を交代]

○長塚副委員長 鈴木委員長と議事進行を交代いたしました。委員会条例第 18 条の規定により、鈴木委員長の退室を求めます。

[鈴木委員長退席]

○長塚副委員長 当委員会に付託された議案第 61 号の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするとあります。議案第 61 号で委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長塚副委員長 ないようですので、議案第 61 号の討論・採決を行います。

次に、議案第 61 号の討論・採決を行います。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長塚副委員長 討論なしと認めます。以上で議案第 61 号の討論を打ち切ります。

これより、議案第 61 号の採決を行います。議案第 61 号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長塚副委員長 全員賛成です。よって議案第 61 号は可決しました。

鈴木委員長の除斥は解除されましたので、鈴木委員長の入室を許します。

[鈴木委員長が入室し委員長席に着席]

○長塚副委員長 鈴木委員長と議事進行を交代いたします。

[長塚副委員長から鈴木委員長に議事進行を交代]

○鈴木委員長 長塚副委員長と議事進行を交代いたしました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

それでは執行部の皆様、お疲れさまでした。御退出していただいて結構です。

委員はこのまま残っていただき、協議を行います。
休憩します。

午後 時 分休憩
午後 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。続いて当委員会の任期中における重点調査テーマ、災害時の避難所運営についてを議題といたします。前回の委員会の休憩中に、採用しなかった17項目の提言事項についても参考資料として、提言書と一緒に送付してはという提案がありました。お諮りします。採用しなかった17項目の提言事項についても、参考資料として提言書と一緒に送付することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。採用しなかった17項目の提言事項についても、参考資料として提言書と一緒に送付することに決定いたしました。続いて、当委員会の任期中における重点調査テーマ、災害時の避難所運営についてを議題といたします。サイドブックスに登載した中間報告書案は、11月17日の総務文教常任委員会の中で決定した提言事項に沿って中間報告の報告様式に体裁を整えたものです。こちらの中間報告書案の内容について、御意見等のある委員はおりませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 なしと認めます。それでは、サイドブックスに登載した中間報告書案について、文言等の確認をし、特に修正がないことを確認いたしました。お諮りします。当委員会の任期中における重点調査テーマ、災害時の避難所運営について、サイドブックスに掲載した中間報告書案を基本とし、内容は委員長に御一任いただき、調査経過を中間報告したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

最後に、その他です。委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了いたしました。

これで、総務文教常任委員会を閉会します。

午後 時 分散会

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

